

# 責任無能力の認知症高齢者が惹起した 損害と家族の監督者責任

—最三小判平成28年3月1日<sup>1</sup>をきっかけに

黒田 美亜紀

## I 事案の概要

2007年12月7日、徘徊癖を有する認知症の男性A（事故当時91歳で要介護4。なお、成年後見制度は利用していない。）が、家族がまどろんでいる隙に外出してX（JR東海）の運行する列車で隣駅まで移動し、そこでホーム先端のフェンス扉を開けて線路内に立ち入り、列車にはねられて死亡する事故が発生した。Xは、この事故により振替輸送等の損害を被ったとして、719万余円の損害賠償を遺族（Aの妻Y1と相続人である4人の子Y2～Y5）に請求した。Y1（事故当時85歳で要介護1）は、長男Y2の妻Bとともに、Aを在宅で介護していた。

第一審・名古屋地判平成25年8月9日判時2202号68頁は、Aの責任能力を否定した上で、Y1につき過失を認定して民法709条の損害賠償責任を、Y2について事実上の監督者として民法714条2項を準用して損害賠償責任を認め、全額の賠償を命じた。

第二審・名古屋高判平成26年4月24日判時2223号25頁は、Aに責任能力がないことを前提に、Y2の責任を否定したが、Y1について民法714条1項の法定監督義務者であるとして損害賠償責任を認め、民法722条2項に体现されている不法行為法における損害の公平の分担の精神に基づき、賠償額を損害の一部である359万余円に半減させた<sup>2</sup>。

XとY1の双方から上告受理申立てがなされた。

## II 判旨

上告審・最三小判平成28年3月1日裁時1647号1頁は、Y1およびY2の監督義務を否定し、両者に賠償責任はないとした。ポイントは以下のとおりである。

第一に、「2007年当時において、保護者<sup>3</sup>や成年後見人であることだけでは直ちに監督義務者に該当するということとはできない」とした。その理由として、精神保健福祉法上の保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務がすでに廃止されていること、また成年後見人の身上配慮義務は、事実行為として介護を行うことや監督をすることまでを求めるものではなく、監督義務を認める根拠とならないことなどが挙げられた。

第二に、「精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が直ちに民法714条1項にいう『責任無能力者を監督する法定の義務を負う者』に当たるとすることはできないというべき」とした。その理由として、民法752条の夫婦の同居協力扶助義務は、夫婦相互が相手方に対して負う義務であり、第三者との関係で相手方を監督する義務を導き出すものではなく、監督義務を

認める根拠とならないとする。

第三に、「法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法714条に基づく損害賠償責任を問うことができるとするのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準ずべき者として同条1項が類推適用されると解すべき」とした。

その上で、「法定の監督義務者に準ずべき者」に当たるか否かは、「その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである」とした。

そして、「特段の事情」の有無についてのあてはめを行った。すなわち、Y1について、「本件事故当時85歳で左右下肢に麻痺拘縮があり要介護1の認定を受けており、Aの介護もBの補助を受けて行っていたというのである。そうすると、Y1は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが現実的に可能な状況にあったということではできず、その監督義務を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。したがって、Y1は、精神障害者であるAの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるということはできない」とし、Y2について、Y2は、Aの長男であり、Aの介護に関する話合いに加わり、妻BがA宅の近隣に住んでA宅に通いながらY1によるAの介護を補助していたものの、Y2自身は、横浜市に居住して東京都内で勤務していたもので、「本件事故まで20年以上もAと同居しておらず、本件事故直前の時期においても1箇月に3回程度週末にA宅を訪ねていたにすぎないというのである。そうすると、Y2は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが可能な状況にあったということではできず、その監督を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。したがって、Y2も、精神障害者であるAの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるということはできない」とした。

### Ⅲ 争点

本件では、Y1とY2は、①民法714条1項にいう「法定の監督義務者」に該当するか、②法定の監督義務者に該当しないとして、民法714条1項が類推適用される「法定の監督義務者に準ずべき者」といえるか、③民法714条責任の免責事由が問題となる。

なお、前提として、本件事故当時には、2013年改正前の精神保健福祉法があり、精神障害者の

「保護者」には、①後見人・保佐人、②配偶者、③親権者がこの順で自動的に就任するとの規定があった（精神障害者福祉法旧20条2項。本件事故当時のY1はAの保護者であった。）。また、1999年改正で、保護者の負担軽減の観点から保護者の自傷他害防止義務はすでに削除され、同法上、保護者の義務としては、医療保護入院への同意付与のほか、精神障害者に治療を受けさせ、その財産上の利益を保護する義務のみが残存する状態であった。

#### IV 考察

1. 2015年のわが国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は26.0%（前年25.1%）であった<sup>4</sup>。また、厚生労働省の2015年1月の発表によると、認知症患者数は、2012年時点で約462万人、2025年には700万人前後に達し、高齢者の約5人に1人を占めるとされている。このような超高齢社会に突入した2007年に、本件事故が発生した。本件は、この事故により振替輸送等の損害を被ったとしてJR東海が遺族に損害賠償を求めた訴訟の上告審判決である。
2. 第一審は、Y2が、事実上、成年後見人と同様にAの財産を管理していたこと、Aの重要な財産の処分や方針の決定等をする地位・立場を本人から事実上引き継いだことなどを根拠に、714条1項の法定監督義務者や同条2項の代理監督者と同視しうるAの事実上の監督者であったと認定したが、どのような内容・程度の職務を行うと事実上の監督者と認定されるのか不透明であること<sup>5</sup>、審判を経ていない「事実上の成年後見」を正面から承認するわけにはいかないことなどから、こうした構成には疑問がある。また、実際にも介護に関与するほど重い責任を負担するのでは在宅介護の阻害要因になりかねないことが懸念されよう。
3. 第二審は、現に同居して生活しているY1は、特段の事情のない限りは配偶者の同居義務及び協力扶助義務に基づき、精神障害者となった配偶者Aに対する監督義務を負い、民法714条1項の監督義務者に該当するとしたが、民法752条が規定する夫婦の同居・協力・扶助義務から、同居する妻の他害防止に関する一般的監督義務を導くには無理があるように思われること<sup>6</sup>、さらには、2000年の成年後見制度改正の際に配偶者後見人制度が廃止された趣旨からしても、こうした構成は妥当でないと考える。
4. 最高裁は、成年責任無能力者が第三者に損害を与えた場合の家族の責任について、（1）保護者や成年後見人であること、また家族だからといって直ちに民法714条の監督義務者とは言えないが、「特段の事情」があれば法定の監督義務者に準ずべき者として責任を負う場合がある、（2）「特段の事情」は諸般の事情を総合考慮して、衡平の見地から責任を問うのが相当といえる客観的状況があるかどうかにより判断するとする初めての判断を示した。その上で、本件のY1・Y2の事情に照らせば「特段の事情」があったとはいえず、「法定の監督義務者に準ずべき者」とは言えないので、民法714条の責任を負わないとした。

5. 最高裁判決によっても、本件のような事情を有さずに認知症高齢者の介護を行う家族について、その高齢者を現に監督するか、あるいは監督が可能かつ容易であると判断されれば、損害賠償責任を負わされる余地があるであろう。これでは、認知症高齢者の介護に関与する度合いが大きい者ほど監督義務者に準ずべき者として認定されやすく、より大きな責任が問われる可能性があるため、介護者の心理的な負担が増してしまう恐れがあるように思われる。結果として、そうした事態の予防策として、介護者が認知症高齢者を拘束したり、あるいは過剰な強制入院を誘発するといった萎縮効果を招いてしまうことではないだろうか。
6. 最高裁では、5人の裁判官の結論は一致したものの、木内裁判官が補足意見を、岡部裁判官と大谷裁判官が意見を付している。このうち、岡部裁判官と大谷裁判官はともに、Y2は「監督義務者に準ずべき者」に該当するが民法714条1項ただし書きにより免責されるとした。ただし、岡部裁判官は、Y2につき、第三者に対する加害行為の防止に向けてAの監督を現に行っており、その態様が単なる事実上の監督を超え、監督義務を引き受けたとみべき特段の事情が認められるとして、法定の監督義務者に準ずべき者とした。他方、大谷裁判官は、民法714条1項における責任主体として、身上監護の事務を行う成年後見人が選任されていれば、基本的にはこの成年後見人が、法定の監督義務者に当たると考えられるとして、Y2につき、成年後見が開始されていればその成年後見人に選任されてしかるべき立場にある者、その職務内容である適切な介護体制を構築等すべき立場にある者という観点から検討し、法定監督義務者に準ずべき者とした。
7. 民法713条の明文がある以上、現行法のもとで、A本人に不法行為責任を問う解釈は難しいといえよう。最高裁判決によると、Aの家族は賠償責任を負わないことになるが、Aは資産家で相当の資産を有しており、家族はそれを相続している。第一審・第二審は、実質的にはこうした事態への不条理感を背景に、損害の公平な分担を図る趣旨を強調することにより、賠償能力を考慮して判断しているように思われるが、こうしたアプローチは賠償義務者と相続人は必ずしも一致しないこと、相続放棄の場合の不都合、萎縮効果などを考慮すると問題があるように思われる。
8. これまで、民法713条の「精神上の障害」を理由とする成年責任無能力者について民法714条の監督義務者の責任が問題となった事案は少なく<sup>8</sup>、最高裁判決は1件（最判昭和58年2月24日裁民138号217頁）のみである。従来、監督者の責任の成否については、未成年者<sup>9</sup>に関する責任を中心として論じられ、成年者に関する責任もその延長線上で論じられ、民法の分野では後者を意識しての議論があまりなされてこなかった。しかし、未成年者の事案と成年者の事案とを区別し、後者については監督者責任の負担を軽減する方向で解釈すべきであると考え。なぜなら、成年者の事案では、他害防止の実効的な権限を持つ者が不在かつ実際に行方を防止することも困難であること、監督者の責任は責任能力のない未成年者の親権者の場合のような包括的・一般的な身上監護義務ではないこと、未成年者の場合のように20歳ま

でといった時間的限定がないところに同様の責任を課すと責任が重くなりすぎる、などからである。なお、最高裁はY1を監督義務者としなかったため、免責事由は明らかとなっていないが、監督義務の内容は、特定された生活面における一定程度具体的な危険行為を回避する義務として捉えられよう（岡部裁判官の意見を参照されたい）。

9. 成年後見人が民法714条の責任を負うべき法定監督義務者でないとした最高裁の判断は、成年後見制度や精神保健福祉法の変遷を踏まえたもので、妥当であると考え<sup>10,11</sup>。
10. 成年責任無能力者については、成年後見制度や精神保健福祉法の改正により、民法714条の法定監督義務者が存在しない場合が生じてしまう。さらに、本件最高裁判決によると、成年責任無能力者の不法行為の場合に、被害者が民法714条に基づき損害賠償を請求できるのはきわめて限られたケースだけということになりそうである<sup>12</sup>（賠償義務者がいない以上、被害者は泣き寝入りを強いられる）。こうした状態は法の欠缺であるといえ、民法713条と714条を見直すべき時期に来ているといえよう<sup>13</sup>。
11. 諸外国の立法例をみると<sup>14</sup>、わが国の規定には構造的な問題があるように思われる。そうしたところ、わが国では、民法について、高齢社会を迎え認知症高齢者の増大が予想されることおよび障害者福祉の観点から、2000年に成年後見制度の改正を行ったが、不法行為法の分野ではこれに対する対応はなされてこなかった。不法行為法の分野でも、成年責任無能力者との共存について、リスク分散・リスクの社会化の観点を踏まえ再検討すべき時期に来ているのではないだろうか<sup>15,16</sup>。
12. 立法論として、新たな制度設計の際には、誰が監督義務を負うのかを明らかにする、あるいは衡平責任（被害者救済のために例外的に責任無能力者自身に負わされる賠償責任）を導入するという方法があると考え。いずれにしても、それにより賠償責任保険で損害賠償をカバーすることができる場合もあるであろう。ただし、現在わが国で発売されている個人賠償責任については、保障の内容や対象の点で十分でなく、本件のような事故においては保険金が支払われない可能性が高いように思われる。公的な保障制度を構築することも検討すべきであろう。

---

1 裁判所ウェブサイト（[http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=85714](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=85714)）、裁時1647号1頁、金判1488号10頁など。

2 JR側の過失を認めて過失相殺したわけではなく、加害者側の諸事由と被害者側の諸事由とを総合的に勘案して賠償すべき額を、監督義務者等と被害者との間で損害の公平な分担を図る趣旨の下に、責任無能力者の加害行為によって被害者が被った損害の一部とすることができるものと解するのが相当として減額した。

3 保護者制度そのものが、2013年改正（平成25年法律第47号）により廃止された。

4 内閣府編『平成27年版 高齢社会白書』2頁（内閣府、2015年）。

- 5 また、本人を取り巻く種々の関係者が必要に応じて職責を分担しあうというように、介護についての協力のあり方が多様化している今日の社会状況に合致していないとも思われる。
- 6 ここでは、民法上、回復不能な精神病が離婚事由として認められている（770条1項4号）点もあわせて考慮されたい。
- 7 この点と関連して、木内裁判官は、補足意見の中で、「責任無能力の制度は、法的価値判断能力を欠く者……のための保護制度であるが、保護としては、本人が債務を負わされないということに留まらず、本人が行動制限をされないということが重要である。本人に責任を問わないとしても、監督者が責任を問われるとなると、監督者に本人の行動制限をする動機付けが生ずる」と指摘し、また「準監督義務者として責任を問われるのは、衡平の見地から法定監督義務者と同視できるような場合であるが、その判断においては、上記のような本人保護の観点も考慮する必要がある」と述べている。
- 8 下級審裁判例も少なく、いずれも若年の精神障害者に関する事例である。
- 9 一般に賠償能力がないこと、未成年者と両親の関係は親権とそれに伴う義務・責任が生ずる特別の関係である点で成年者と区別される。
- 10 自傷他害防止義務削除後の該当性を否定したものとして、大谷實『新版 精神保健福祉法講義』214頁（成文堂、2010年）など。
- 11 成年後見人については、他害行為の可能性を具体的に予測できる状況にありながら通報・相談などの実行可能な防止手段を怠ったり、治療のために必要な措置を明らかに怠ったりしたような場合に、民法709条の不法行為責任が生じると考える。
- 12 この点と関連して、木内裁判官は、補足意見の中で、「精神障害者が施設による監護を受けている場合、施設との間では、法令による定めによって、監護に関する権限とその行使基準が定められているのであり、これらの定めによる施設の負うべき義務は民法714条1項の法定監督義務に該当すると解する余地がある」としている。
- 13 窪田充見「時論 最判平成28年3月1日——JR東海事件上告審判決が投げかけるわが国の制度の問題」ジュリ1491号62頁（2016年）参照。
- 14 方向性としては3つに集約できるように思われる。すなわち、第一に、責任無能力者について免責を認めない（コモンロー諸国、スカンジナビア諸国、フランスなど。ただし、責任保険による保護が広く行き渡っている）、第二に、責任無能力者には賠償責任を認めず、被害者保護の観点から衡平責任を導入する（ドイツ、スイス、オーストリア、イタリア、ベルギーなど）、そして第三に、責任無能力者の免責を採用するが、衡平責任を認めない（かつてのフランス〔～1968年改正〕、かつてのベルギー〔1935年改正〕、日本）方向性がある。
- 15 水野紀子「精神障害者の家族の監督者責任」町野朔先生古稀記念『刑事法・医事法の新たな展開（下）』249頁（信山社、2014年）参照。
- 16 大谷裁判官は個別意見の中で、「高齢者の認知症による責任無能力者の場合については、対被害者との関係でも、損害賠償義務を負う責任主体はなるべく一義的、客観的に決められてしかるべきであり、一方、その責任の範囲については、責任者が法の要請する責任無能力者の意思を尊重し、かつその心身の状態及び生活の状況に配慮した注意義務をもってその責任を果たしていれば、免責の範囲を拡げて適用されてしかるべきであって、そのことを社会も受入れることによって、調整が図られるべきものとする」と述べている。